

蟹江町議会民生教育常任委員会会議録

招集日時	令和7年12月4日（木）午後1時30分			
招集場所	蟹江町役場 3階 協議会室			
出席委員	委員長	山 岸 美登利	副委員長	板 倉 浩 幸
	委員	武 藤 くるみ	委員	志 治 市 義
	委員	飯 田 雅 広	委員	水 野 智 見
	委員	冨 田 さとみ		
欠席委員	な し			
会議事件 説明のため出席した者	町 長	横 江 淳 一	副町長	加 藤 正 人
	民生部長	不 破 生 美	介護福祉課長	松 井 智 恵 子
	こども福祉課長	飯 田 陽 亮		
	教育長	服 部 英 生	教 育 部 長	館 林 久 美
	生涯学習課長	佐々木 淑 江		
職務のため出席した者	議 長	伊 藤 俊 一	議事務局長	萩 野 み 代
	書 記	荒 木 慎 介	主 事	大 河 内 里 帆
付託事件	議案第58号	蟹江町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について		
	議案第60号	蟹江町立学校体育施設開放に関する条例の一部改正について		
	議案第61号	蟹江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部改正について		
	議案第64号	蟹江町高齢者生きがい活動施設指定管理者の指定について		

○委員長 山岸美登利君

皆さん、こんにちは。

民生教育常任委員会を開催いたしましたところ、定刻までにご参集いただきありがとうございます。

本日は、付託案件の審査終了後に、理事者退席後、所管事務調査についての打合せを行いたいと思いますので、ご協力願います。

議員のタブレット及び理事者の皆さんに、議案第60号に関する請求資料が配付されております。

定足数に達していますので、ただいまから民生教育常任委員会を開会いたします。

本委員会に付託されております案件は4件であります。慎重に審査をお願いしたいと思います。

審査に先立ち、町長より挨拶をお願いいたします。

○町長 横江淳一君

改めまして、皆さん、こんにちは。

民生教育常任委員会の開催に当たりまして一言ご挨拶申し上げたいと思います。

午前中も総務建設常任委員会がございましてお話をさせていただきました。急激に本当に寒くなりましたので、お体の調子だけは本当崩さないようにということで、正月を前で、という私が実は絶賛風邪引き中でありまして、大分よくはなっただけです。本当に医者でもそういう患者ばかりでありまして、内科の先生の話に聞くと、なんかウイルスが変異を相当してきて、そんなひどくはないけれども感染力が非常に強いということをおっしゃっていただきました。栄養と休養をしっかりとっていただけて頑張っていたけるとありがたいと思います。

今、委員長さんからお話ありましたように付託案件4件でありますけれども、いずれも大変重要な案件でございます。どうぞ皆様方でしっかりとご審査を心よりお願い申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○委員長 山岸美登利君

ありがとうございました。

これより議事に入りますが、質疑、答弁につきましては、努めて簡潔明瞭にされるようお願いをいたします。

なお、議事整理上、発言は委員長の許可を得てからにさせていただくよう、よろしくお願いをいたします。

審査に入る前にお諮りいたします。

付託案件の審査順序についてであります。

配付した次第に記載されておりますように、最初に、民生部に関する案件、議案第58号、議

案第61号及び議案第64号の審査を行い、次に、教育部に関する案件、議案第60号の審査を行いたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、本日の会議は配付した次第により行います。

それでは、議案第58号「蟹江町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」を議題といたします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はございますか。

○民生部長 不破生美君

こんにちは。よろしくお願いたします。民生部からは3案件ございますので、よろしくお願いたします。

議案第58号につきまして、補足説明はございません。ご審査のほどよろしくお願いたします。

○委員長 山岸美登利君

補足説明がないようですので、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

○副委員長 板倉浩幸君

今回の乳児等通園支援、いわゆる、こども誰でも通園制度なんですけれども、そもそもの今現在、保育所からいろんな事業あります。名古屋市なんかは今年の10月から先行してやっていて、いろんな問題等も出てきている中で、何が目的、何が違うのかよく見えなくて、まずそれをお願いします。

○こども福祉課長 飯田陽亮君

ただいまの板倉委員の質問にお答えさせていただきます。

こども誰でも通園制度ですけれども、よく、今、町でもやっております一時保育と何が違うのかというようなご質問等も受けるんですけれども、正直私も保育所等に通っていない子供を一時的に短時間預かるという点においては、何ら一時保育との変わりはないのかなと正直思ってしまうんですけれども、その趣旨のところについて、国の説明を、すみません、そのまま読ませていただきます。

一時預かり事業が保護者の立場からの必要性に対応するものであるのに対して、こども誰でも通園制度は、保護者のために預かるものではなく、家庭にいただけでは得られない様々な経験を通じて子供が成長していくように、子供の育ちを応援することが主な目的ですというように一応書いてございます。ですので、一時保育が親のためにあるのに対して、こども誰でも通園制度は、あくまで子供のためというような一応区分けをしていると考えております。

以上でございます。

○副委員長 板倉浩幸君

そうなんですよね。一時保育が充実してきて、働いていなくても蟹江町でも、リフレッシュのためでも取れますよね。今回、この誰でも通園制度、子供のためと言うんだったら何かずれているんですよね。初めて、特に、生後半年からだったっけ、ちょっとそれも含めて後で誰が利用……その子が初めて、大人なら初めて行ったところでも対応できるかもしれないんだけど、決して、それが初めて行く場所で、子供のためと本当に言えるのかな。中身を見ると、国がやれというから自治体も来年4月に施行に向けてやっていくんですけれども。まず、預かれる子供の対象年齢と、それに付随する利用できる条件をお願いします。

○こども福祉課長 飯田陽亮君

まず、対象年齢ですけれども、ゼロ歳6か月から3歳未満、3歳になるまでが対象になっております。

条件は、まず保育所等を利用していない、蟹江町でいうと蟹江町民の方が、その認定をするような形になります。特に条件というのは、保育所等を利用していないその対象の年齢というところになるのかなというふうに思います。

以上でございます。

○副委員長 板倉浩幸君

生後半年から3歳になるまでが対象で、保育所、幼稚園、もろもろに通っていない子ですよ。特に、多分ゼロ、2歳児が、そんなこともないか、何とも言えないけれども。

それで、今、蟹江町も一時保育、何が違うかということになってくると、一時預かりか、一時預かりが、今、幾つからだったっけ、ちょっと忘れちゃった、それも含めて。これも条件というのはそんなに厳しくないですよ、一時預かりも。今回の条例の中は、スマホで予約して、次の日も預かれるとか、その日でもかな、空いていれば。そんな条件で、条件的にはもうちょっと前に予約しないと一時預かりはできないんだと思うんだけど。

そうしてくると、もっと一時預かりを充実させたり、飯田君が特にずっと訴えた病児・病後児保育もあるから、本当に今回の条例改正、こども誰でも通園制度の意味が本当に分からなくて、選ぶほうとしても、こんなにいっぱいあると、何を利用すればいいのかなという保護者の立場、保護者から見れば、こども誰でも通園制度は子供が主体ですよと言うんだけど、預けるのはやっぱり保護者だと思うし。ちょっとその辺、まず一時預かりの制度自体、まずお願いします。

○こども福祉課長 飯田陽亮君

先ほど板倉委員言われたように一時保育につきましては、1歳から就学前までというような形になっています。ですから、多少こども誰でも通園制度と対象の年齢はずれるところがあるんですけれども、最初に申しましたように、預かる側としては、なんら一時保育とこど

も誰でも通園制度の変わりはないのかなというふうに思っております。

ただ、今、こども家庭庁も先月も2回ほどオンラインで全市町村を対象に説明会等を行っているんですけども、なかなかいろんなものが決まってくる状況で、その辺の対住民に対しての説明という面においても、私ども多少困っているところがある形です。

すみません。以上でございます。

○副委員長 板倉浩幸君

今回、条例をつくって4月に向けて、まだ、多分、これからどうしていこうか、ある程度決まってると思うけれども。4月に向けて、じゃ、蟹江町で通園支援事業が、蟹江町の中でも、もう民間も含めて手を挙げている、蟹江町は蟹江町でどっかの保育所でやるのか、ちょっとその辺をお願いします。

○こども福祉課長 飯田陽亮君

こども誰でも通園制度を実施する施設ですけれども、昨年度の時点では、当初、公立1か所、蟹江保育所ですね、蟹江保育所プラス民間施設2か所、具体的には、蟹江幼稚園、はばたき幼稚園を実施施設として予定をしておったんですけれども、何せ、いろんな、それぞれ利用料だとか給付の単価等もまだ定まっていない状況でして、そんな中で、民間施設にいろんな準備等も含めてお願いするのがなかなか難しいと判断をいたしまして、取りあえず、来年度につきましては、公立蟹江保育所1か所のみで行ってみて、まだ利用者がどれくらいあるかというの分かりませんので、その状況を見た上で、例えば、令和9年度から民間施設にお願いするというような今方向で検討している状況です。

以上でございます。

○副委員長 板倉浩幸君

まず、4月からは民間が最初は手を挙げていたけれども、ちょっとなかなかやるよと、まだ言えない状態で、取りあえずは、1つの保育所でやっていくということですよ。

そうなってくると、蟹江保育所で、ちなみに今回、議案でも職員の数が載ってまして、半数以上は保育士、例えば2人だったら1人は保育士で、1人は保育士じゃなくても対応できる、それが保育の低下につながるかはちょっと置いておいて。実際に、蟹江保育所でも、そこまでの余裕が保育士にある……ないですよ。保育士が足りない、今回、補正予算でも減額補正の問題もあったし、そうなってくると、本当に大丈夫なのかなって。今までの事業にプラスこれが出てくるでしょう。その辺どう考えていますか。

○こども福祉課長 飯田陽亮君

そうですね、保育士不足というのは、議員も言われるとおり、かなり深刻な状況なんですけれども、ただ、こども誰でも通園制度、全市町村でやらなければいけないというふうに決まっておりますので、一時保育と同じように、今、一時保育は会計年度任用職員さん、常に2人おいて、3人の中でシフトみたいな形で、2人は常時いるというような形でやっておる

んですけれども、それと同じような職員配置の仕方を今のところは検討しております。

配置につきましても、保育所等と同じで、ゼロ歳は3対1、1、2歳児は6対1というような形ですので、今のところは定員は5名というふうに考えているんですけれども、ゼロ歳児が来ても、2人保育士がいれば配置は満たしているというような状況で、苦しい中、今、職員の確保には努めている状況でございます。

以上でございます。

○副委員長 板倉浩幸君

たしか一時預かり保育も1日5人までだった、同じなんだね、一応今考えているのは。

仮に、5人集まっちゃっても、受け入れられませんよと言っちゃうのか、多分、誰でもいつでも預けられるというのがうたい文句ですよ、国としては。それで対応がいいのか、それも含めてなんですけれども。

あと、多分、午前中ちょっと部長とも話していて、全国どこでも預けられるよというんですよ。例えば蟹江の町民が名古屋のやっているところに預けることもできるみたいだし、逆に、隣の県から蟹江町でも預かることも可能なんですけれども、預からないと言っちゃえば楽……その辺の方向性が本当に、これからまず4月に向けてやっていって、どれだけ利用者があるかも分かんない状況だし、ちょっとその辺、結構大変だなと。

一時預かり保育は、今いっぱいですか。ちょっとその辺もお願いします。

○こども福祉課長 飯田陽亮君

一時保育に関しましては、今、本当に申込みが殺到している状況で、このこども誰でも通園制度を実施することによって、そのあたりが緩和できればいいかなという思いもあるんですけれども、こども誰でも通園制度は、先ほど委員もおっしゃられたように、誰でも全国で一応利用できる制度にはなっております。

今、示されているご利用の流れをちょっとご説明しますと、まず、新システムという全国共通のシステムを使って、利用者が、まず住民票がある市町村に認定の申請をします。蟹江町民でしたら蟹江町に対して利用の認定の申請をして、その人が、例えば保育所を利用していないか、ちゃんと蟹江町に住民票があるか等を審査した上で認定をします。認定証を利用者の方に交付する、インターネット等を通じて交付するんですけれども。その後に、利用したい施設に対して面談の申込みをします。面談を利用者との間で実施した後に利用の申請をするというような流れで。その利用した後に、またさらに来る人の請求を市町村に対してするんですけれども。その中で、蟹江町一応5名という利用枠があるんですけれども、それをシステムの中で設定して5名に達したら、それ以上の申込みはできないというような形になる予定をしております。

以上でございます。

○副委員長 板倉浩幸君

一時預かりは結構人気があって大体がいっぱいになっている状況で、そうなってくると、なおかつ、また保育士の問題、いろいろな問題が出てくると思っちゃうので、その辺を、まずは4月動き出してから徐々に考えていくという形ですかね。

以上です。

○委員長 山岸美登利君

他に質疑はございませんか。

(発言する者なし)

他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

(発言する者なし)

討論がないようですので、討論を終結して、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第58号「蟹江町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」は原案のとおり決定をいたしました。

次に、議案第61号「蟹江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部改正について」を議題といたします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はございますか。

○民生部長 不破生美君

補足説明はございません。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長 山岸美登利君

補足説明がないようですので、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

○副委員長 板倉浩幸君

毎回同じような名前でも何回も何回も上がってくるんですけども、今回のちょっと文章ではよく分からないことが多いので、今回の一部改正について大まかに何をやっていくのか、まずお願いします。

○こども福祉課長 飯田陽亮君

ただいまの質問にお答えさせていただきます。

今回の条例改正に関しましては、実際に変更となる、影響があるというものは全くございません。条例3つ改正しているんですけども、それぞれが共通するのは、虐待等の禁止という条文になります。ここで、新旧の旧のほう、第33条の10各号、それから、新のほうの第33条の10第1項各号とあるんですけども、ここには、虐待というものの定義が規定されて

おります。

簡単に説明しますと、この各号というのは第4号からなる、児童福祉法第4号からなるものなんですけれども、第1号のところ、児童の身体に外傷を生じ、または生じるおそれのある暴行を加えること。第2号では、児童等にわいせつな行為をすること、または児童をしてわいせつな行為をさせること。第3号では、心身の正常な発達を妨げるような著しい減食、食事を与えなかったり長時間の放置等を行うこと。第4号では、児童に対する著しい暴言または著しく拒絶的な対応、その他心理的な外傷を与えることというような虐待の定義がされています。児童福祉法の今回改正によって1項からなる条が第2項、第3項が児童福祉法上追加されている関係で、項のずれをここで整理しているものでございます。これは、3つの虐待の条項に関するところでございます。

プラス家庭的保育事業の条例に関しましては、プラス健康診断の条のところも改正しておりますけれども、これについては、これまで、児童相談所等が行った健康診断について、その事業者が同じ項目の健康診断をしていれば、それをを用いることができるみたいな条文だったんですけれども、それに一つ追加されたものがありまして、母子保健法の健康診査、いわゆる1歳6か月健診ですとか、3歳児健診というものを、この家庭的保育事業の事業者が用いることによって、自分の事業所でやる健康診断を行わないことができるというようなものでございます。家庭的保育事業は蟹江町にございませんので、特に影響はないんですけれども、そのような改正がされております。

以上でございます。

○副委員長 板倉浩幸君

蟹江町にないものでどうでもいいかと思うんだけど、毎回毎回、今の説明で児童福祉法の改正等も含めて虐待防止とかの関係で整理する上で、今回条例改正だって健康診断のことも第17条第2項のところに書いてありますけれども、そういうことで、何らこの条例によって何かの影響してくるというわけじゃないということですね。

はい、ありがとうございます。

○委員長 山岸美登利君

他に質疑はございませんか。

(発言する者なし)

他に質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

(発言する者なし)

討論がないようですので、討論を終結して、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第61号「蟹江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部改正について」は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第64号「蟹江町高齢者生きがい活動施設指定管理者の指定について」を議題といたします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はございますか。

○民生部長 不破生美君

補足説明はございません。ご審査のほどよろしく願いいたします。

○委員長 山岸美登利君

補足説明がないようですので、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

○副委員長 板倉浩幸君

指定管理を、今回蟹江町、引き続き蟹江町シルバー人材センターで行うんでやっていきたいということですが、指定管理料がないんですね。午前中、商工会のところでもあったんですけど、指定管理料なしで指定管理って、結局何をやらせる、何を指定して活動させていくのか。分かるんですよ、分かるんですけども、ちょっとその辺が意味不明というか。シルバー人材センターの仕事をその中でやっていくよということで、わざわざ指定管理をゼロ円とする必要性。質問がおかしいかな、ちょっと。

今のシルバー人材センターありますよね、海山のところであって、あそこの施設自体、蟹江町の施設ですよ。それをまるっと貸して、賃料ってもらっているのかな、ちょっとその辺も含めてなんですけれども、ちょっとその指定管理の仕組みがよく……蟹江町の業務を一時、何かをやってもらうというなら分かるんですけども。

○介護福祉課長 松井智恵子君

ただいまの質問にお答えをさせていただきます。

シルバー人材センターには指定管理というところで、生きがい活動施設について、施設の利用の許可だとか、施設全体そのものを維持管理ということを指定管理としてお願いをしているところでございまして、このシルバー人材センターは、全員協議会でもお話をさせていただいておりますけれども、町の高齢者に対する施策と理念が一致しているというところで、そちらの施設を活用していただきながら町の目指すところと同じところの活動をしていただくというところで、指定管理はゼロ円ですというところをお願いをしているところでございます。

○副委員長 板倉浩幸君

蟹江町のあそこのシルバー人材センターあるところですよ。あれ自体は蟹江町で、そこ

の管理をやってもらいながら、そこでシルバーが高齢者の活動支援なんかをやってもらっている。蟹江町も積極的に高齢者の活動の、蟹江町高齢者生きがい活動施設ですよ。シルバーに、指定管理をして施設の管理をやってもらうという認識でいいのかな。それで、管理料ももらわずにやってもらう。

○介護福祉課長 松井智恵子君

あちらの施設ができた当初からシルバー人材センターのほうが管理法人としてやっていたところですが、平成18年度から指定管理者制度ができたときに指定管理としてずっとやっていただいています、委員がおっしゃるとおり、町の高齢者のいきがいたとかの施策に沿った事業をやっていただいているということで、管理料はゼロ円で活動の支援をお願いしているところでございます。

以上でございます。

○副委員長 板倉浩幸君

なかなか難しい。そうすると、わざわざ指定管理する必要があるのかなと思っちゃうから聞くんだけど。

○民生部長 不破生美君

そうですね。おっしゃられることは分かりますけれども、じゃないと、あちらの施設でご利用というのも失礼ですけれども、活動していただく意味がないと言いますか。こちらとしても、ご利用がないことになってしまいますので、あそこをほかの団体が使うということはないのです。そうすると、指定管理でないとかほかの団体が、じゃ、使うのかということになってまいりますので、そちらで指定管理をしていただくということで、あそこで活動をしていただくという形になりますので、ゼロ円かもしれませんが、指定管理ということをお願いをしたいと思っております。

以上です。

○委員長 山岸美登利君

他に質疑はございませんか。

(発言する者なし)

他に質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

(発言する者なし)

討論がないようですので、討論を終結して、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第64号「蟹江町高齢者生きがい活動施設指定管

理者の指定について」は原案のとおり決定をいたしました。

次に、議案第60号「蟹江町立学校体育施設開放に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はございますか。

○教育部次長 舘林久美君

よろしく願いいたします。

補足説明はございません。ご審査のほどどうぞよろしく願いいたします。

○委員長 山岸美登利君

補足説明がないようですので、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

○委員 水野智見君

直接今回のことには関係ないのかもしれませんが、今回の体育館の空調設備利用ということで1時間2,600円ということですが、蟹江町の町立学校体育館の施設開放に関する条例の中に使用料のことも書いてあるんですけれども、後半のほうで、「町長が特別な事情があると認めたときは、これを減免するということができる」と書いてあるんですけれども、この空調設備に関しても減免が適用されるのかということと、今現在の使用中で減免されている団体とか、あと減免される理由を、ちょっと教えてもらえればと思います。

○生涯学習課長 佐々木淑江君

ただいまご質問いただきましたことについてお答えさせていただきます。

まず、空調使用料の減免は免除があるのかという点だったと思います。

そちらにつきましては、原則減免等はなしで進めていく方針でございます。

その理由といたしましては、もちろんこの学校体育施設の空調におけるものにつきましては附帯設備ということで捉えておりまして、使用の有無につきましては、利用者側が選択をしていくことが可能となることと、あと、料金の負担については、町のこういう公費を使わせていただくことは公正性を保つことができる、できないといけないというところも踏まえまして、受益を受ける利用者によっての応分の負担のほうをすることが望ましいと考えまして、日々の活動における使用での減額免除等は行わない方向で進めたいと思います。

次に、では、町長が認める時等の、どんなときの減免なのかというところだったと思うんですけれども、現在では、そちらの学校体育施設を開放する事業の利用団体といたしましては、スポーツ協会とスポーツ少年団がでございます。

スポーツ少年団が、こちらの減免のほうの規定のスポーツ協会の活動が対象となっております。免除につきましては、既に想定されている中でありますので、そちらのほうは、スポーツ少年団が免除の団体となっております。

以上です。

○委員長 山岸美登利君

他に質疑はございませんか。

○副委員長 板倉浩幸君

初日のほうに請求資料ということで2,600円、ざっと見たら本当に1時間2,600円ということで資料請求したんですけれども。これで確認なんですけれども、1時間当たりの燃料、今回ガスで、室外機1台当たりがあつて、室外機って3台、1個で3台ということで、この積算ということなんですよね。あと、ガス料金が1立方メートルで530円だから2,600円になりますよということで、2,600円の積算根拠は分かりました。実際、電気だともっと安いんですかね。今回ガスで、停電になっても使えるようにということでガスなんですけれども、その辺って分かりますか。

○教育部次長 舘林久美君

電気のランニングコストについては、今まだ中学校の体育館の設置をガス、GHPでやっていますというところで、今年度まさに小学校の今設計中であります。それをどの手法でやっていこうかというふうに考えている中で、イニシャル、ランニング、どちらとも積算しながら検討しているんですけれども、そこで分かってきた数値といたしましては、おおよそ、ガスと比較して3分の1ぐらいだということではちょっと分かってまいりました。

以上でございます。

○副委員長 板倉浩幸君

ちなみに、電気じゃない、ガスだから一緒なんだけれども、電気だと暖房のほうが食うとよく言って、その辺はちょっとそうやってなってガスだから今回こういうことだということで、前にもお聞きして、今回、小中学校の体育館エアコン設置が進む中で、舘林さん、多分苦笑いすると思うけれども、光熱費の関係を国から交付金として、交付金じゃないな、地方交付税で措置しますよと言っているんだけれども、これって多分、どれがその価に値するのかが、多分、お金に色がついていないから分からないと前も言っていたけれども、その辺って全然見込んでいないんですかね。避難所で使う分には出るのか、避難所って災害があつてからになっちゃうし、あと学校の行事等も含めて、ちょっとそれは全然分からないんですかね。

○教育部次長 舘林久美君

前にも板倉議員からご質問いただいておりますところなんですけれども、実は私もこのあたりのところ詳しくちょっと存じ上げなくて、恐らく学校の施設に、普通教室とかに空調設備がつけました。蟹江町は割と早くつくことができたんですけれども、平成30年ぐらいから普通教室分として交付税が、エアコンがついていてもついていなくても幾らか、幾らかというのは分からないんですけれども措置されているというのは把握しています。

それと同じように令和7年度から体育館の空調設備にも光熱費が新たに普通交付税措置されますよということまでは存じ上げているんですけれども、それ以上のところ、じゃ、そ

それがどのくらいかというところの積算まではちょっと分からないというところが、今のお答えが出るところでございます。

以上です。

○副委員長 板倉浩幸君

国も交付税措置するという、多分町長とまた東京行ったときにどんなもんだと聞いてもらえるのか。そうやって措置してくれて、本当実際目に見えないそういう交付税措置がされているんだったら、その辺も十分加味していかないといけないと思うし、あと、今回、中学校の体育館の、これ、多分一人で使うわけじゃないから、教育長も何人かで使うんだから、50人で体育やったら50人で割ったらなしとなるじゃない、教育長も言っていた、それ、本当だよなど。1人2人でほかの会議室と違って使うわけじゃないと思うから、そういうこともやっぱりそうかなとも思ったし。

今回、この条例が出てきて、前にもちょっと聞いたけれども、ほかの会議室だとエアコンを使用するしないに関係なく一律ですよ、一律なんだよね。決して、蟹江町も値上げしてから安いわけじゃないと思うんですけども、今回こういう体育館のエアコン設置で、使う使わないは利用者が決めればいいんですよ、絶対払わないかんというわけじゃないですよ。そうなってくると、ほかの会議室なんかもそういうふうに変えて、エアコンの要らないときはちょっと下げるとか、そういうことはできないんですか。考えてないと言えればそれまで。

○生涯学習課長 佐々木淑江君

これはちょっとごめんなさい、答弁になっているか分かりませんが、過去に公民館が空調を利用時のときの設定が別の設定があったときがあります、平成30年だったか、そのぐらいのときまでに。それが、昨今のこの環境の時代で、本当なら6月から9月までしか使わないところを、やっぱり暑いですから空調入れてとかいろいろなって、要望が多くなって一律の料金設定になったということが背景にあるのを踏まえまして、今回それを一律にできないことと、反面、それを公民館の空調だけを、切る切らない、使う使わないでのまた分散しての事務になりますと、今度またその分事務が煩雑になりますので、それはちょっとできないかなというところは考えられます。

以上です。

○副委員長 板倉浩幸君

何で聞いたかという、この間、津島の生涯学習センターちょっと借りたときに、あそこは使う使わないで料金が違ってくるんですよ。そういうことで、本当使っていなくても取られちゃうのかという、この値段だって固定だと言えればそれまでなんだけれども、もうちょっとその辺を柔軟に対応できたら……。事務手続がまた面倒くさくなる可能性もあるかもしれないけれども、利用者としては、安く抑えられればそれなりに喜んでもらえると思うし、今

すぐじゃなくても、またちょっと検討する形もお願いしたいかなと思います。

○委員長 山岸美登利君

他に質疑はございませんか。

(発言する者なし)

他に質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

(発言する者なし)

討論がないようですので、討論を終結して、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第60号「蟹江町立学校体育施設開放に関する条例の一部改正について」は原案のとおり決定いたしました。

以上で、本委員会へ付託をされました案件は全て終了をいたしました。

なお、委員長報告の作成については、私にご一任願います。

これで民生教育常任委員会の審査を終わります。

ありがとうございました。

(午後2時17分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

蟹江町議会民生教育常任委員長 山 岸 美登利